

令和元年度
調査研究活動実績
【県議会自民党会派】

議員名： 下村勝幸

令和元年度（令和 2 年 3 月 31 日まで）の政務調査研究に関する主な活動実績は次の通りです。この 1 年間を通し、様々な調査研究を行って参りましたが、今回、特記したい調査研究項目は以下の通りです。

1. 中山間地域の支援策について

- (ア) 集落活動支援センターのタイプ別支援の在り方についての調査研究
- (イ) コミュニティビジネスを確立出来る人材の育成についての調査研究

2. 海外派遣について

- (ア) 高校生の海外派遣プログラムについての調査研究
- (イ) 海外同一派遣地への教員の複数人数の派遣についての調査研究
- (ウ) 福祉分野での海外派遣についての調査研究

3. 戦争遺構について

- (ア) 忠霊塔等の戦没者慰霊碑等に対する考え方についての調査研究
- (イ) 戦没者慰霊碑の維持管理についての調査研究

4. がん教育について

- (ア) 公立校でのがん教育の状況についての調査研究
- (イ) 外部講師の活用状況（公立・私立）についての調査研究

5. 太平洋島嶼国へのアプローチについて

- (ア) 今後の高知県との関係性をどう保つかについての調査研究

6. 新デジタル技術の活用について

- (ア) A I ・ R P A 等の新たなデジタル技術の活用についての調査研究

7. インバウンド対策について

- (ア) 高知龍馬空港の国際線ターミナル整備についての調査研究
 - 【新型コロナウイルスの影響が及ぶ前の状況】
 - 【新型コロナウイルスの影響が及んでいる現在の状況】

8. 技能実習生（外国人労働者）について

- (ア) 住宅施策についての調査研究
- (イ) 交流機会の拡充についての調査研究
- (ウ) 相談体制の整備についての調査研究
- (エ) 漁業（定置網分野）での技能実習生受け入れについての調査研究

9. 県有地で許可を受け、事業を行っている事業者への支援について

- (ア) 使用料等についての調査研究

10. 漁業振興について

- (ア) 高知マリンイノベーションについての調査研究
- (イ) シラスウナギの密漁対策強化についての調査研究

11. 新型コロナウイルスについて

- (ア) 危機管理対策についての調査研究
 - ① 感染症予防備品についての調査研究
 - ② 医薬品卸業者等の団体についての調査研究
 - ③ 感染症指定医療機関についての調査研究
 - ④ 人工呼吸器についての調査研究

12. 交通安全対策について

➤ 【信号機が設置されていない横断歩道について】

- (ア) 信号の無い横断歩道での停止率についての調査研究
- (イ) 信号の無い横断歩道での事故を防止する為の取り組みについての調査研究

13. 子どもたちへの教育について

- (ア) 家庭環境によって留学をあきらめさせない取り組みについての調査研究
- (イ) 未成年者におけるネット社会の弊害についての調査研究

14. その他県政全般の課題に関する調査研究

はじめに

今年度は、県議会議員2期目の最初の年度という事で、2期目にかける想いやこの2期目に向けて、何をメインとして取り組むのかなど、色々な事を考えながら過ごしてまいりました。また、今年度は1期目に所属する事が出来なかった、危機管理文化厚生委員会に初めて所属する事が出来ました。我が故郷の黒潮町は南海トラフ地震による津波想定高34.4mを突きつけられた町として全国的に有名になりましたが、その意味でも、もっと早く所属したかったのですが、念願の叶った1年となりました。

今後も、これまでの活動を通して得られた県民の皆様からのご意見を踏まえ、より積極的に活動してまいりたいと考えております。また例年通り、今回の報告書におきましても、議会での質問や特記事項のある内容につきまして、個別かつ詳細にご報告したいと思います。

1. 中山間地域の支援策について

「やねだん」、1つの定例会で、この言葉が今回ほど何度も取り上げられた事は無かったのではないかと思います。

「やねだん」、鹿児島県鹿屋市串良町の柳谷集落の事を、現地の人たちは親しみを込めてそう呼びます。その「やねだん」の活動を支え、引っ張ってこられた方が、豊重哲郎氏です。私はこの柳谷集落にある自治公民館の館長、豊重哲郎さんにお会いするのは2度目になりました。豊重館長は、非常に情熱に燃えたアイデアマンであり、そして情に厚く、感動が無ければ人は動かないし動かすことは出来ないという信念の元に、地域を元気にするアイデアを着実に実行する事の出来る素晴らしい方であります。

さて、高知県では、中山間地域を支え発展させていくために、集落活動センターが、県内32市町村59カ所¹に広がると同時に、地域福祉の拠点でもあります「あつたかふれあいセンター」も県内各所に開設されるなど、県独自の制度を利用した中山間を元気にするこうした施設が着実に広がりを見せてています。私は、この県の取り組みは、地域々が抱えるそれぞれの課題に対し、その地域住民にまずは地域課題の存在という気づきを与え、それに対して住民自らが考え方行動するためのきっかけづくりに、非常に効果的な素晴らしい施策であると高く評価しています。

やはり将来において、住民が我が事として取り組む姿勢を生み出す事が出来るのかが、その地域の将来を左右する事になるようにも感じます。しかしながら、現在設置された集落活動センターによっては、地域の高齢化が進み、そのセンター組織を支える人員が、少しずつ減少していく事により、その活動が停滞し、これまで普通に行われてきた活動を維持する事が困難となるセンターが、県内各所で見られるようになってきました。

今後、こうした状態に陥っている集落活動センターを、どのように支えていくのかが大きな課題になっていると感じています。そこで、10数年前から地域おこしを積極的に行ってきました「やねだん」が、現在どういう状況なのだろうかと思い視察することにし

¹ 令和2年3月17日現在の数

たわけです。私事になりますが、この「やねだん」を実質的にリードし、引っ張っている豊重哲郎館長とは、先にも述べましたが約10年ぶりの再会となりました。館長との初めての出会いの場所は、私の地元の集落活動センター「あいの里幡川」でした。この頃の「やねだん」のコンセプトは、「行政に頼らず、住民自治で地域を再生させていく」というものがありました。初めてそのお話を伺った時、当時の私は黒潮町議会議員でしたので、行政の支援無くして、本当にそのような事が出来るのだろうかと半信半疑でしたが、実際にお話を伺い、お話しの核心部分では涙が出るほど感動したのを今でもはっきりと覚えています。

この視察で、私が一番確認したかったのは、あれから10年、「やねだん」をどのようにリードしてきたのか。また、集落の人口動態はどうなったのか。今でも、行政に頼らず自治が出来ているのか。更に、豊重館長に代わる次のリーダーの育成は成されたのか等でしたが、結果は更なるパワーアップを遂げておられ、令和元年の2月には「平成30年度ふるさとづくり大賞」において「最優秀賞（内閣総理大臣賞・総務大臣表彰）」を頂いたとお聞きしました。

この視察を通してはっきりわかった成功の秘訣が2つあります。1つ目は、行政の支援が無くとも地域住民が、その地域課題をいかに自分事として考えねばならないという問題意識を持たせ、更にその計画に参画してもらい課題解決に向けて努力してもらえる土壤を築くことが出来るのかという事です。また2つ目が、地域住民のコンセンサスが十分得られていない状況の中で、経済的自立運営の部分をあまりにも押しつけすぎると、地域住民が余計に萎縮し、それにより、地域住民のやる気をそいでしまう事になるのではないかという事です。現在、活動している集落活動センターがこの2つのポイントを踏まえた運営がなされているのかを、今後とも注視して行きたいと思います。

（ア）集落活動支援センターのタイプ別支援の在り方についての調査研究

平成24年6月、集落活動センターの第1号として本山町に、「汗見川」（汗見川ふれあいの郷 清流館）が開館してから、この令和2年で約8年目を迎える事になります。県独自で創設された頃の集落活動センターの方向性については、3年間での自立運営の色合いが濃かったように思います。言い換えるなら、「準備期間を入れて4年間の補助がある間に、集落活動センターを自立運営が出来るようにしなさい」という事です。そしてその後、県内に多くの集落活動センターが開設されましたが、私は、現在県内で立ち上がっている集落活動センターの中には、間違いなく経済的自立が可能で、県が究極的に目指している、いわゆる「やねだん型」の集落活動センターも存在すると思いますが、その一方で、まずは地域住民が経済的自立には至らなくとも、その地域を元気にするために活動する事をメインとする集落活動センターのように、大別すると、2つのタイプの集落活動センターが存在していると思います。そして、県内に圧倒的に多いのは後者であります。

先にも述べましたが、県内に集落活動センターが沢山立ち上げられ、その地域の課題や未来図を想像しながら、皆で協議しそこで暮らし続けられる方法を模索し続けること

は非常に重要です。間違いなく、将来にわたり、こうした集落活動センターのある地域とそれが無い地域には、歴然たる差が発生するようにも感じます。同一市町村に数ヶ所の集落活動センターがある場合は、市町村が複数の集落支援員を雇用し、チームとしてそれぞれの集落活動センターのサポートをする仕組み作り等が出来ないかと考えています。手薄になったセンターを全体の支援員でカバーし合う様な体制を今後も模索して行きたいと思います。

(イ) コミュニティビジネスを確立出来る人材の育成についての調査研究

令和元年12月5日、集落活動センター「あいの里鶴川」において、幡多地域の集落活動センターの関係者が一同に集い「幡多地区集落活動センター連絡協議会研修会」が実施されました。私は、そこに参加してみて非常に画期的かつ異議ある研修会であったと高く評価しています。また、そこでの研修を見ていて感じたのは、いわゆる「やねだん」型の地域での自立運営をメインとするような集落活動センターのあり方を考える時、そこに関わる集落支援員のうち、専門的な対応が出来る人材の育成、更に言うなら、コミュニティビジネスを確立出来るような地域人材を育成する支援策も必要ではないかと思いました。第2の豊重館長は無理であるにしても、あの様なマインドを持った人材の育成が急務であると思います。これは、一朝一夕に出来ることでは無く、最も重要な事は地域住民のコンセンサスですので、まずは区長を中心としてその地域にそういったマインドがあるのか、行政からの押しつけとなっていないのか等の行政側としての自己分析も必要だと思います。県でも、様々な人材育成メニューを作り、がんばっておりますが、その力が結集出来るように今後とも良い支援策を私なりにも考えていただきたいと思います。

2. 海外派遣について

(ア) 高校生の海外派遣プログラムについての調査研究

令和元年8月、ニュージーランドに視察に行ってきました。それは、現在、県で取り組んでいる高校生の海外派遣プログラムの現状を、現地において私の目で確かめたいと思ったのがきっかけでした。また、このプログラムは、私が県議に当選させて頂いた初めての予算委員会での質問の中で、海外派遣の制度を持たない高校生たちのためにも県全体で募集を掛け、県が主催で実施すべきであると訴えた事がきっかけで創設されたともお聞きしており、私も責任を持って現地を確認せねばならないと考えたからです。

調査結果は後の項で述べたいと思いますが、まずは、この海外派遣プログラムがどういった効果をもたらしているのかを述べたいと思います。そこで、その効果を確認するため、この海外派遣プログラムに参加した生徒への聞き取りを行いました。その一つが嶺北高校の生徒に対するものです。それは、今回のニュージーランドへの短期留学に、嶺北高校からは3人の高校生が参加しており、また、これまで嶺北高校では、海外との姉妹提携校等の関係も無く、そうした留学のきっかけが全く無かったと聞いており

ましたので、今回の短期留学に参加した3人が、どんな感想を持ったのか、ぜひ聞いてみたいと思ったからでした。3人とも本当に素晴らしい意見を沢山語ってくれましたが、その中の一人の女子学生の話が、大変印象に残っています。

彼女は、日本の医療関係の道に進みたいという夢をしっかりと持ち着実に努力を重ねています。そうした中で、「これからは、私が働きたい医療現場にも、必ず外国の方が増えて来ると思います。そんな時、私は日本語が話せない外国の方たちが、安心して日本の医療現場でも過ごせる様に自分を磨き、言葉の壁を乗り越えられる様に自分を鍛えて行きたい」といった主旨のお話しをしてくれました。私は、その彼女に心からの拍手を送ると同時に、この制度を創設してくれた県庁職員の皆様に感謝の気持ちで一杯になりました。私も現地で感じたように、このプログラムは参加した高校生の満足度も非常に高いものになっています。また、子どもたちがこのプログラムに参加したことでの大きく成長している事が良くわかります。単純に英語のリスニング力やスピーチング力が上がったという、アンケート結果だけでは表すことの出来ない、子どもたちの内面の力、いわゆる大きな目標にチャレンジする力や壁を乗り超えて行くための素晴らしい力を得たと感じました。この海外派遣プログラムは、世界で活躍出来るグローバル人材を着実に生み出していると思います。今後も、更にグレードを上げながら積極的な支援をお願いしたいと思いますし、今後とも、彼らが参加しやすくなる様に、様々なサポートを行なながらこのプログラムの発展を望みたいと思います。

(イ) 海外同一派遣地への教員の複数人数の派遣についての調査研究

ニュージーランドにおいて、担当される現地の先生方ともお話しをさせて頂きましたが、本当に良く出来たプログラムであると感じました。私が訪問した時は、高校生の彼らがニュージーランドへ到着して間もない頃でしたので、生徒の皆さんには「さあこれからどうなるのだろうか」と戸惑いを覚えていた時期であったと思います。現地では、彼ら彼女らのために作られた完全オリジナルのテキストで授業が行われていました。ちなみに視察した日の午前中は、これから約3週間をホストファミリーの元で暮らしていくための諸注意を聞いた後に、現地で買い物をするときの知識を身につけるための授業を行っていました。当然の事ながら日本語は一切ありません。例えば、その日の授業はこんな感じでした。

「今からあなたたちに、300 ニュージーランドドル分の架空のお金をお渡しします。このお金の範囲の中で、実際に街に出て、私の買い物リストに基づき、皆さんのが良いと思うものを最低2店舗以上回り、購入したと想定し、その店舗、商品、代金等のチェックをしてきて下さい。そして、全部購入した後は、残金を計算して明日の午前中の授業でそれを報告して下さい」という授業でした。

この、わずか一コマの授業だけで、ニュージーランドの通貨の種類や単位、現地の物価、何がどこに売られているのか、また、店を探し商品を選ぶための英語力など、様々な知識をフル動員して臨まねばならないような、文字通り生きた勉強がなされました。私は、この授業を見せて頂きながら、こうした生きた英語の授業をもっと多くの若

手の英語教員を見て頂きたいと、心からそう思いました。折角のこうした機会を更に有意義なものにするためにも、海外での生きた英語の授業方法を体感、並びに実感してもらいう良い機会ととらえるべきと考えます。今回の海外派遣プログラムには、20名の高校生に対して1名の英語教員が引率していましたが、非常にもったいなく残念に思いました。複数人の教員がいれば、現地で感想を述べ合う事も出来ますし、そこで得られた知見を高知県のために生かす上で大きな武器になると思います。やはり、同じ現場に相談相手がいれば将来の高知県の外国語教育分野において、同じ土俵に立つ同志を沢山作ることも可能となります。今後の海外派遣プログラムには、やる気のある中堅的な教員や若手の教員を複数名同時に現地へ派遣出来るように提言を続けて行きたいと思います。

(ウ) 福祉分野での海外派遣についての調査研究

私は以前から、海外での研修を県職員や関係者にも積極的に行うべきと訴えてきました。例えば、フィンランドで行われているネウボラという取り組みを、現在、高知県では取り入れ、高知版ネウボラとして推進しています。実際、このフィンランドにどれだけの関係者が視察に訪れたのか聞いてみましたが、思ったほど多くは訪れていません。かく言う私も、フィンランドに於いてネウボラを視察した事はありません。出来れば、この任期中に一度現地を訪れ、高知県に足りないもの、工夫の余地や改善点などを自分の目で確かめてきたいと考えているところです。さて、特に現場で実践されている方は、現地に行きその実態を確認する事により、現地と日本の事情の違いや高知県でのアレンジの仕方など、現場で従事される方にしか得られない独自の気づきや、更に頑張ろうとするモチベーションのきっかけになるのではないかと考えます。医療や介護、子育てなど先進地を視察し、そこに学ぶ事は非常に有意義であると思います。

また、農業分野では、オランダの最新技術を学ぶために、毎年、積極的に関係者がオランダへ視察を行っています。実際、私も参加しこれからの高知県の農業について、現地の方から多くの示唆を頂いて帰ってきました。今後は、この様に、海外を手本にしている様な分野では、更に積極的に予算を確保し現場で働いている、やる気のある中堅や若手職員の派遣を実践してもらいたいと思います。今後も様々な場面を通じて、県職員のレベルアップの為にも提言を続けて行きたいと思います。

3. 戦争遺構について

私はこれまで、県主催や地元黒潮町が主催する戦没者慰靈祭には、可能な限り出席させて頂き、尊き御靈を捧げられました英靈の皆様に心からの哀悼の誠を捧げてまいりました。また、昨年の11月には、三石県議、野町県議とともに、陸軍最後の特攻基地となった鹿児島県の薩摩半島にある万世特攻平和祈念館、更には錦江湾を挟んで反対側の大隅半島にある鹿屋市の鹿屋航空基地史料館を訪問し、哀悼の誠を捧げてまいりました。これまでに知覧特攻平和会館も訪問した事でしたが、万世特攻平和祈念館は初め

ての訪問でした。こうした祈念館には、全国から多くの慰靈者が訪れます。地元に残る忠靈塔などは、ご遺族や地域の有志の皆様によって管理され、平和学習などの時に地元の小学生などが訪問する事がたまにある程度です。ご遺族の皆様が高齢化していくなか、地元にある、こうした戦争遺構についての管理方法を考えていかねばなりません。そこで、戦争遺構に対する県の考え方や今後の維持管理方法について以下の通り調査致しました。

(ア) 忠靈塔等の戦没者慰靈碑等に対する考え方

昨今では、慰靈祭への出席も遺族の皆様が高齢となり、随分少なくなってくると同時に、地域にある忠魂墓地の管理や慰靈碑の管理が難しくなっていると聞いています。そうした中以前の議会で、尾崎前知事は「戦没者を追悼し、平和を祈念する思いを次の世代に受け継いでいくためにも、地域に今後も慰靈碑があり続けることが重要であると考えている。今後、管理される方の高齢化が進む中、慰靈碑を、戦没者を追悼し平和を祈念するためのものとしてどのように地域で保存し継承していくかについて検討していく必要があるものと考えている。」と答弁がありました。私も全く同感で、今のこの平和の日本があるのは、戦中戦後を通して、この日本のために命を掛けて戦いそして戦後は復興のためにがんばってこられた先人の方々のおかげであると思っています。特に、戦争で命を捧げられた皆様をお祀りする戦没者慰靈碑を維持管理して行くのは、現在の我々の責務であると思います。次の世代を担う子どもたちにも、正しく歴史を伝えながら、その重みを引き継いでいかねばならないと思います。

(イ) 戦没者慰靈碑の維持管理についての調査研究

慰靈碑の維持管理状況については、これまでの議会答弁によって、県内には 242 基が存在し、そのほとんどは良好な管理状況にあり、全体の 9 割を超える 225 基は、遺族会支部や自治会の皆様などにより、年 1 回以上の清掃が行われていることがわかつてきました。その後の調査によって慰靈碑の数が、242 基から 71 基を加えた 313 基の慰靈碑が現存していることもわかつてきました。このように、県内各地には、本当にたくさんの慰靈碑が建立されています。ご遺族が高齢化し、それを維持管理してきた地域住民も高齢化を迎える中、県として更に踏み込んだ対策を実施せねばなりません。

これらの慰靈碑の維持管理については、高知県遺族会において協議がなされ、管理状況の実態調査を行った上で、維持管理や補修等についても協議を行って行く事になります。また、老朽化している慰靈碑の移設については、国の国内民間建立慰靈碑移設事業の活用を市町村と検討する事にしています。私は、ご高齢になり地域の方がお参りすることが困難な場所にある慰靈碑については、他の慰靈碑と統合して管理したり、皆が訪れやすい場所に公園と合わせて整備したりするなどの新たな方策も含めて考えて行かねばならないと思います。今後も平和な日本が続いて行けますように、心のこもった提言が出来るように勉強して行きたいと思います。

4. がん教育について

(ア) 公立校でのがん教育の状況についての調査研究

政府は、がん対策基本法を平成 28 年 12 月 16 日に改正し、第 3 期がん対策推進基本計画を平成 29 年 10 月 24 日に閣議決定しました。また、ここでの個別目標にあるように「国は、全国での実施状況を把握した上で、地域の実情に応じて、外部講師の活用体制を整備し、がん教育の充実に努める。」としています。更に、文部科学省では、新学習指導要領に対応したがん教育の普及・啓発、地域の実情に応じたがん教育の実施を行うものとしています。そして、令和 2 年度からは小学校で全面実施となり、更にその翌年度は中学校、そして高等学校へと順次、全面実施されていく予定になっています。

さて、過去の議会答弁から、平成 29 年度における、がん教育を実施したと回答した県内の学校は、小学校で 69 校（約 34%）、中学校で 77 校（約 67%）、高等学校で 29 校（約 71%）の合計 175 校（約 49%）となっています。また、このうち外部講師を活用してがん教育を実施したと回答した学校は、小学校で 12 校、中学校で 10 校、高等学校で 2 校の計 24 校でした。また同様に、平成 30 年度にがん教育を実施したと回答した県内の学校は、小学校で 64 校、中学校で 72 校、高等学校で 24 校の合計 160 校となっており、29 年度より低い数字になってしまっています。私は、がん教育の重要性を現場の先生方にももっと認識して頂く必要性を強く感じます。今後もこうした数字をウォッチングしながら高知県のがん教育の必要性について訴えて行きたいと思います。

(イ) 外部講師の活用状況（公立・私立）についての調査研究

私の住む高知県西部の幡多地域や高知県東部では、小中学校においては、外部講師の先生方のご協力も頂きながら、積極的にがん教育が行われるようになってきました。しかしながら、上記データでも示したように、外部講師を利用するという内容において、県内のがん専門医に確認すると、特に私立学校においては、未だ積極的な動きが見られない事がわかりました。今の時代、がんは不治の病ではありませんし、がん予防のための生活習慣の見直しが当たり前の世の中です。そういう時に大切になるのが、次の世代を作ってくれる子どもたちへのがん教育です。将来がんにならない身体作りのためにも、外部講師を積極的に活用し、子どもたちへの効果的かつ実効力のあるがん教育に取り組んで頂きたいと思います。また、私立学校においても、がん教育は行われなければなりませんが、令和元年度、中学校、高等学校のそれぞれ 1 校のみが外部講師の活用を行っています。がん専門医も外部講師の有効活用を訴えていますので、今後は多数の私立学校でも早く活用されることを望みたいと思います。今は、全く少ない取り組み状況ですので、今後も働きかけを強めて行きたいと思います。

5. 太平洋島嶼国へのアプローチについて

(ア) 今後の高知県との関係性をどう保つのかについての調査研究

高知県はミクロネシア連邦の森小弁氏やハワイのマキキ聖城キリスト教会で知られる奥村多喜衛氏等、大変多くの高知県関係者との間で友好関係が保たれてきました、また昨年は、ラグビーワールドカップで日本国内が大きく盛り上がるなか、その中でもトンガ代表チームが高知で事前合宿を行うなど、民間レベルでも友好の絆が築かれてきました。このように太平洋島嶼国と友好な関係を保っている高知県ですが、昨年6月、高知県がとりまとめ役として「駐日7カ国大使会議及びネットワーク実務者会議 in 高知」が開催されました。私は、今こそ、これら太平洋島嶼国と関係の深い高知県が、国内でも更なるリーダーシップを発揮し、大きく貢献をしていって頂きたいと思います。

太平洋島嶼国は、日本にとりましても安全保障上、非常に重要な地域であり、更に高知県に取りましては、カツオ資源をはじめとする水産資源確保の上でも非常に重要なパートナーです。こういった国々に対し、国際的な人的交流や防災、環境技術、更には医療援助等を積極的に行って行く事が、今後のこれらの国々と友好関係を維持し、両国が発展して行くためにも非常に重要であると思います。そこで、高知大学医学部の小林道也教授にお話しを聞いてきましたが、高知大学医学部では、小林教授を中心とし、これまでにもハワイ大学等をはじめ、様々な大学等と連携をしながら積極的な医療技術の提供や支援を行っているそうです。そうした中、現在、太平洋島嶼国では、生活習慣病である成人病、周産期医療、また、感染症等が大きな問題になっていると聞きました。小林教授はそういった太平洋島嶼国には、最新の医療設備を支援するより、まずは医療現場への医療教育であると言われます。今後も、高知県では、そういった太平洋島嶼国からの医療関係者を研修員としてお迎えしながら、医療技術の提供等を積極的に行っていくべきだと思います。

また、先に述べたように特に漁業分野では、これら太平洋島嶼国とは今後もタフな交渉が予想されます。そのためにも、こうした人道支援は、日本、更にいえば高知県を知つてもらうと同時に、我々が抱える課題を共に解決していくためのきっかけに必ずなると私は信じています。このためにも、JICA等の国の機関とも連携をしながら、高知県、更には日本国のためにこれまで以上の友好な関係を築くべきであり、これまで、尾崎前知事が中心となり進めてこられたこの太平洋島嶼国へのアプローチを、今後も継承し発展させていけるような提言を続けて行きたいと思います。

6. 新デジタル技術の活用について

(ア) A I ・ R P A 等の新たなデジタル技術の活用についての調査研究

県では、高知県行政サービスデジタル化推進会議のもとで、A I やR P Aといった新たなデジタル技術の活用などによる行政業務の効率化について、市町村への情報提供を行っており、更に、市町村間での事務の共同処理を促進するための、うち広域行政推進プロジェクトや自治体クラウドの導入を進めることにより、業務を効果的、効率的に

行えるよう、市町村間での連携を積極的に後押ししています。こうしたデジタル技術の活用は、人口が減少し、より効率化を求められる時代の必然であり、現代の技術であれば、当然推し進めて行くべき事柄であると思います。そうした中で、都内のITベンダーと意見交換をする機会があり、その時の会話の中で気になった事がありました。

RPAの技術は、私がサラリーマンの時代に良く用いられた、簡単に言うならば、表計算ソフトウェア・エクセルのマクロ機能の応用の様なものであり、考え方は、決して目新しいものではありません。その時代との違いは、RPAは様々なアプリケーションを連携しながら処理する事ができるという事が大きな違いであり、業務を効率化するという考え方には大きな違いはありません。

さて、この業務を効率化する時に一番のネックとなるのは、業務の洗い出します。日々行われているルーチンワークを細かく拾い出し、他の業務との統合の可能性は無いのか。同じ入力を繰り返す作業をしていないかなど、そういう業務の洗い出しに多くの時間を費やします。しかしながら、先のITベンダーの話では、自治体の中には、予算執行の関係で成果物の提供をあせるあまり、十分に業務の洗い出し等が行われずに発注されるものが多くあると聞きました。ひどいものは、仕様書までベンダー任せとなり、開発の際も実際に業務を行う担当職員との意思疎通が不十分になっているものもあるようです。当然、そういう状況で開発されたRPAは、使い勝手が悪くなり、もう一度最初から作り直すか、全く使用されずにお蔵入りとなってしまいます。県ではこの様な事にはならないと話を聞いていますが、できるだけ使い勝手の良い物にしなければなりません。現在県では、財政課、高齢者福祉課、教職員福利課、産学官民連携センターでRPAの効果を検証したうえで、来年度は更なる対象業務の拡大、必要なサーバーやライセンスの整備のほか、RPAを自ら活用できる職員の育成に取り組む事になっています。例えば、その4つの実証実験の結果から財政課が所管する人件費推計表のデータを集計用の様式に転記する業務では、全庁で述べ375時間かけて事務処理を行っていたものがRPAの導入により、作業時間を99.9%削減できたとの事です。同時に、転記ミスを防ぐことも出来たと伺いました。

また、総務省の資料では、RPAの自動化のレベルを3つのステージに定義づけしており、第1ステージは定型業務の自動化、第2ステージはAIの要素を加えた自動化、そして、最終の第3ステージにはAI技術の完成に伴う完全な自動化としています。

県では、まずは定型的な作業を効率化、自動化する第1ステージの取り組みを全庁的に展開し、第2、第3のステージは行政サービスのあらゆる分野にデジタル技術を活用する取り組みの中で対象業務の内容や性質に応じて取り入れて行くことにしています。今後もこういった好事例を積み上げながら、業務効率を上げると同時に生産性の向上に努めて頂きたいと思います。

また、高知版地域包括ケアシステムなどの福祉分野は、こういった技術が大いに活用できる分野であると思います。更に、教員の多忙化が問題となっている教育分野などでもこういった技術の活用は非常に大切な事であると思います。来年度は、対象業務を20件程度に拡充し全庁的に取り組むとしていますが、できるだけ皆がRPA導入を良かったと実感してもらえる事業を優先してもらいたいと思います。私も、他県の導入事

例等を調査し前向きな提言に努めたいと思います。

7. インバウンド対策について

(ア) 高知龍馬空港の国際線ターミナル整備についての調査研究

➤ 【新型コロナウイルスの影響が及ぶ前の状況】

これまで、観光分野では、「土佐・龍馬であい博」を皮切りに、「志国高知 幕末維新博」そして現在は「自然＆体験キャンペーン」の推進と、これら様々な取り組みを通じて着実に高知県への観光客は伸びてきました。しかしながら、インバウンドを取り巻く環境は非常に不確定な要素が多くなっています。特に、徴用工訴訟に端を発し、日本と韓国の状況は危機的といつても良いほどの状態になりました。他県でも、例えば北海道の新千歳空港は、韓国の入り込み客を2倍に見込み拡張し、昨年の8月に新しいターミナルビルがオープンしたばかりでしたが、韓国からのお客様が前年同期比で、約60%の減と大きな打撃を受けているとの報道もあります。このほかにも、韓国からの入り込み客を想定して準備したターミナルが、全く機能していない空港もあると聞いています。

私は先の産業振興土木委員会に所属していたおりに、現在の高知龍馬空港の手狭さを指摘し、今後の航空需要等の動向を見ながら、拡張の方向で考えるべきと発言をしてきました。しかしながら、昨今のアジア情勢を見ていますと、今までと同じ戦略で考えることは出来なくなつたと感じています。中国からの圧力に反発する香港の混乱や北朝鮮の度重なるミサイル発射など、いつ政情不安からの混乱が発生しないとも限らない状況が続いています。また、高知龍馬空港では、昨年の12月20日からFDAにより、高知・神戸間に新規路線が開設されました。また、浜田知事も大阪の副知事だった時の人脈も活用しながら、関西圏からの誘客や経済との繋がりを重視する発言も行っており、今後も高知龍馬空港の混雑回避に向けて、問題が生じないような対策をしなくてはなりません。しかしながら、先に述べたように、アジア情勢が不安定な中では、国内路線は元より、今後の国際路線の需要動向をにらんだアプローチが非常に重要であると感じています。高知龍馬空港の国際線ターミナルビルの整備については、令和4年度拡張工事が終了するという工期で規模を縮小した工事が実施される予定になっていますが、より慎重に着実なインバウンド対策が必要とされていると思います。

➤ 【新型コロナウイルスの影響が及んでいる現在の状況】

この新型コロナウイルスの出現は、今後のインバウンド対策を大きく変える事になるかもしれません。この新型コロナウイルスの出現は、あまりにも急激に世界の環境を変えてしまいました。このパンデミックは、いつかは必ず終息するとは思いますが、それがいつまで続くのか、またどの様に終息していくのか今は全くわからず、インバウンドへの対策はそれらを見極めた上で実行する必要があると思います。

ただし、国際線ターミナルの整備については、出来るならば今のうちに少しでも前に進めておくべきと考えます。恐らく今後は、国から地方への予算配分も大きく見直され

る可能性があると思います。その可能性があるのであれば、できるだけ前向きにハード整備等は進め、正常な状態に戻った時に経済的な後押しがしやすくなるようなインフラ整備は着実に進めるべきと私は考えます。まだまだ未知の部分が多い新型コロナウイルスですが、将来ワクチンが開発されたり、抗体をある程度の国民が持った状態の集団免疫が獲得出来れば、恐らくこの新型コロナウイルスの脅威からは解放されるのではないかと思います。どちらにしても、我々は現在出来うることを着実に進める事が重要だと思います。

8. 技能実習生（外国人労働者）について

外国人の雇用施策につきましては、2月議会でも多くの同僚議員が取り上げ、高知県の産業は外国人労働者抜きには考えられない状況になっていることが明らかになりました。私は、外国人を技能実習生として受け入れている企業経営者の方々や日本で学んでいる技能実習生、更には、ベトナムから実際に実習生を送り出している方に聞き取り調査を行いました。

その中で、今紹介した雇用主が必要としている職場には、若い日本人は、まず集まらないと言います。ハローワークを通じ、何年にも渡り求人を出しているが、全く応募すらするのが現実だと訴えています。国内では、この技能実習制度の問題点も指摘されていますが、雇用主が求める人材を集められるのは、この制度しかないのが現実です。もちろん日本人がそういった仕事に就いてくれれば一番良いのですが、それが出来ないのであるならば、今はこの制度を有効に活用し、雇用する側も雇用される側も、ウインウインの関係を維持する以外に、高知県の産業を維持する方法は無いと私は思います。

マスコミ報道などでは、技能実習制度が完全悪のように報道される場合もあります。確かに現地の悪徳ブローカーに仲介費や渡航費を借金や前借りをし、それを返済する事が目的になっている場合もゼロではありませんが、私が聞き取りを行った外国人労働者の大多数は、日本での収入を母国に住む家族に仕送りしたり将来は母国に帰り自分でビジネスを始めたりするなど、非常に肯定的な方たちが多いのも事実です。ベトナムには技能実習生たちが母国に帰った後に建てた立派な住宅街もあると聞いています。今後は、そういった場所をぜひ訪問し、現地にいる方たちの意見も聞いてみたいと思います。

(ア) 住宅施策についての調査研究

技能実習生を受け入れている方への聞き取りの中で、一番困っているのが外国人労働者の住宅確保の問題でした。残念ながら、日本人にも空き家を貸してもらえない中にあって、外国人には当然ながら、空き家等をなかなか貸してもらえない。私はこの部分へのサポートが喫緊の課題であると考えています。雇用主の中には、法律で決められた占有スペースを確保できるようなプレハブを独自に用意したり、船主自らが技能実習生のために家を建て、宿泊用として提供したりしている場合もあると聞いています。その聞き取りの中で興味深いお話しが聞けました。私は、外国人ばかりが住む住宅を別に確

保すべきと考えていたのですが、そういった住宅を用意する方が、問題の発生する可能性が高いと指摘を受けました。どうしても、外国人ばかりが集まると、母国と同じ暮らしになってしまい、そうした方が近隣住民とのトラブルに発展する場合が多いとの指摘でした。そこで、こういった外国人労働者の住宅確保のために、県営住宅の空き室が活用できないか調査致しました。その結果、以下の様な回答が得られました。

基本的に県営住宅は、外国人の方でも所得が低く、住宅に困窮していれば入居が可能となります。また空き室となっている県営住宅の6割以上は世帯向けの住宅であり、制度上、世帯向け住宅には単身者は入居出来ません。そこで、現在、一定期間空き室になっている世帯向け住宅については、単身者でも入居できるよう制度の見直しを検討しているところです。これにより、単身者向けの県営住宅のない地域でも、外国人労働者の入居の可能性が広がるを考えています。将来は、このように日本人が多く住む住宅に外国人労働者が住む時代がやってくるかもしれません。その時のために、次の項目で述べる事項について準備をしておかねばならないと思います。

(イ) 交流機会の拡充についての調査研究

外国人労働者並びに雇用側が、最もサポートを必要としているのが、やはり言葉の問題であり、地域住民への理解の場づくりです。以前、「集落活動センター」や「あつたかふれあいセンター」を活用しコミュニケーションの場として活用する提案も致しましたが、県として更なる独自施策の必要性を感じます。先の項目で少し触ましたが、異文化の外国人と共に共生していくためには、それぞれの国の文化を知り、理解し合うという事が非常に大切です。

例えば、私の地元の黒潮町では、インドネシアの漁業実習生のために、町にある人工芝のサッカー場を利用し、スポーツイベントを開催致しました。こうしたイベントに、高知県外国人生活相談センターの職員も同行し、外国人漁業実習生との意見交換会を行ったとの事でした。青空のもと人工芝に直接座っての意見交換会は随分和やかなものになつたことであろうと思います。私は、こうした相談の環境作りをする事も県の支援策の一つだと思います。更に、こうした取り組みは外国人労働者の高知県への満足度を上げるためにも随分貢献していると思います。今後はこうしたイベントに対する財政的支援を含めた取り組みを実施すべきだと思います。

(ウ) 相談体制の整備についての調査研究

人材不足を補うためには、今後も高知県で働きたいという外国人をたくさん作らねばなりません。そのためには、高知県で働いてくれる外国人労働者の満足度を上げねばなりません。しかしながら、世界中でその外国人労働者の獲得競争が始まっています。日本も待っていれば外国人が来てくれるという時代では無くなりました。更に国内においては、外国人労働者の確保を急務としている地域が多数存在します。賃金等の条件だけを見れば、圧倒的に都市部に負けており、高知県独自のアピールポイントが必要です。

そのアピールポイントの一つが相談体制の充実であると私は思います。高知県外国人生活相談センターが、昨年5月31日に設置され、約9ヶ月が経過致しました。今年の2月末までの現状を調査しますと、外国人からの相談が172件、事業者からの相談も108件と徐々に増えて来ています。更に、その相談の多くが高知市のものであります。

そこで、私が個人的に相談を受ける体感としては、郡部にももっと多くの潜在需要が埋もれているような気がしており、その潜在需要に応えられるような、サテライト的機関の様なものが必要だと考えています。また、雇用主が、タイムリーに外国人材を確保出来る体制づくりも急務だと思います。今後は、そうした相談にすぐに答えられる体制の構築をお願いしたいと思います。

(エ) 漁業（定置網分野）での技能実習生受け入れについての調査研究

高知県の水産分野も外国人の助けなくして成り立たない産業になっています。カツオの一本釣りもマグロの延縄も、更には定置網や加工業者に至るまで、外国人の助けが無ければ高知県の産業として誇ることも出来ません。私は、この現実をしっかりと受けとめた対策をとらねば、高知の漁業の未来は無いと思っています。しかしながら、定置網の分野では高知県内の監理団体が決まり、未だ漁業実習生を迎える事ができません。本件については、待ったなしの状況にもなっており、早急に受け入れ体制の整備に向けて、関係団体との調整に入らねばなりません。県では監理団体の決定や定置網事業への漁業実習生の受け入れに向けて努力して頂ける事になってますので今後の動向を見極めて行きたいと思います。

9. 県有地で許可を受け、事業を行っている事業者への支援について

(ア) 使用料等についての調査研究

県内各地には多くの都市公園があり、県民の福祉向上や健康増進、更には観光客誘致等による地域経済活動支援のために、非常に有効に活用がなされていると、私は評価しています。この都市公園法の規定に基づき、都市公園内に公園施設を設置する許可を受けている事業者は、条例で決められた使用料を支払っています。またその使用料は、ほとんどが施設の維持管理費用等に使われています。しかしながら、経済状況が大きく変化する中にあっても、その使用料は、この24年間、条例で決められたままで、全く変更がなされておりません。

言うまでも無く、この日本では、これまでの24年で環境変化も含めて、大きな社会変革が起こっております。こうした中、許可を受けている事業者の売り上げがそれほど増えない中にあっても、水道光熱費や人件費等の経費のみが増大しており、その経営を難しく感じている事業者も出てきています。そこで、地域産業を支えると同時に県が目指す施策を維持遂行するため、出来うるならば、その事業体の地域貢献度や県民評価等の査定を行い、使用料の減免等の施策を考えねばならないと思います。しかしながら、この都市公園内で事業を行おうとしている事業者は、契約時に公園利用者の利便性の向

上をうたっているため減免という対応は難しいのでは無いかと見解を聞いています。

今回の新型コロナウイルスの出現により、更に厳しい運営状況が続くのではないかと心配しています。県内にはこうした県有地を利用しているものが、都市公園に限らず多数存在しています。そのため調整しなければならない部分も多数あろうと思いますが、私は避けて通れない問題だと思っています。今後も、この問題の動向を注視していきたいと思います。

10. 漁業振興について

(ア) 高知マリンイノベーションについての調査研究

12月議会の知事の提案説明で「若者が住んで稼げる元気な漁村」の実現を目指し、「高知マリンイノベーション」の取り組みを、漁業振興に繋げると提案がありました。

ここで提案されているデジタル技術の活用は、あくまでも、現在、漁業を生業としている漁業者を守り育てる事がメインの考え方でなければならないと私は考えています。

そこで、今回提案されている「高知マリンイノベーション」の施策が、今の沿岸漁業者の生活をどう改善できる可能性があるのか、具体的なイメージについて調査しました。高知マリンイノベーションは、水産物の生産、流通、販売において、デジタル技術を活用し生産量の増加や生産コストの削減を図り、これにより漁業所得の向上に繋げることを目的にしています。例えば漁船漁業では、メジカの漁場予測システムの開発に取り組む事としています。この取り組みは、漁場を探す時間を短縮する事で、生産量を増やし、燃料費の削減に繋げるもので、今後他の業種にも展開して行く予定です。また養殖業では、大きな被害を引き起こす赤潮の発生予測に取り組む事としており、被害を未然に防止し経営の安定に繋げたいと考えています。今後も現場のニーズをしっかりと把握しながら、漁業者に所得向上を実感してもらえるよう、高知マリンイノベーションを推進して行っていただきたいと思います。

(イ) シラスウナギの密漁対策強化についての調査研究

今年度はここ2、3年の不漁が嘘のように、シラスウナギが予想に反し多く採捕されています。その結果、県内各所でシラスウナギの密漁が横行し、正規に採捕許可を受け、資源管理に取り組んでいる漁業者から、私にも非常に多くの非難の声が届きました。当然の事ながら、責められるのは密漁を行っている人間なのですが、残念ながら、それを十分に取り締まれていない県の体制にも批判が集まりました。

新聞報道によれば、県警との合同捜査で、安芸市においてシラスウナギ密漁グループの拠点を突き止めるなど、今年度だけでも、20名を検挙したとの事であり、積極的な取り締まりの結果も見えますが、シラスウナギは高値で取引される事から、採捕期間の終了した後においても、密漁がやむ気配がなかったのが現実です。

私は、これまでの取り締まり体制では、残念ながら不十分であると言わざるを得ないと思っています。SDGsの取り組みが叫ばれる中、資源保護意識を強く持ち、規則を

守って採捕している漁業者の忍耐が、いつまで続くのかと非常に心配をしておりました。

このシラスウナギの今年度の採捕期間は、80日と聞いていますが、その期間の前後も含めて、これまで以上の取り締まり体制の強化が必要と考えますし、今後を見据えた対応についても考えねばなりません。漁業者が安心し、更に環境に負荷をかけないやり方を今後も模索し続けねばなりません。県としても、シラスウナギの密漁は、同じ資源を持続的に利用していく上で大きな課題と受けとめており、80日間の許可期間に限らず、その期間の前後も含め取り締まりを実施しているようです。こうした中、近年の価格高騰により、密漁者が増加し、密漁行為は組織化、巧妙化しています。このため県警察と連携し取り締まり回数の増加や、県警察の持つノウハウをもとに、県職員の捜査能力の向上等に努めてきた結果、密漁者の検挙実績は増加しています。今後とも県警察との連携を密にし、取り締まり時の体制も工夫しながら、新たな捜査手法を導入し取り締まり強化を図っていくとしており、漁業者が納得出来る結果を望みたいと思います。

11. 新型コロナウイルスについて

日本中が新型コロナウイルスの発生により、マスクや消毒液、更にはトイレットペーパー等が店頭から消えるなど、一時期はパニック状態にも陥りました。更に、私は、こういう時だからこそ、冷静に落ち着いた対応が求められていると思います。また、感染防止のために国民への外出自粛や飲食店、宿泊先などの営業自粛が行われています。

まさに国難の事態ですが皆が協力し合いながら、この状況を脱さなくてはなりません。日々、刻々と変わっていく状況に冷静に対応しつつ、県民が普通の生活に早く戻れることを祈りたいと思います。

関係者の皆様におかれましては、大変な状況でありお疲れの事と思いますが、感染に十分注意しながら、何卒がんばって頂けますよう重ねてお願い致します。

(ア) 危機管理対策についての調査研究

今年で、東日本大震災の発生から9年目を迎えます。あの震災から、我々はこれまで常識と考えていたことを超え、「まさか」を想像せねばならないという事を学びました。その「まさか」が、この新型コロナウイルスが発生している現在の状態で、万が一、南海トラフ地震が発生するなどの複合災害が発生した場合の県の対応についてです。

複合災害の発生に限らず、避難所での感染症対策は非常に重要であります。これまでの災害発生時における避難所でも、ノロウイルスの発生などに際し、感染症の対策は行われてきたと聞いておりますが、このなかで想定している様な複合災害では、当然、通常の備蓄品では間に合わず、そういった場合は、国からのフル型支援でカバーされると聞いています。その時、滞りなく必要物品が搬送出来る体制になっているのか等について以下の通り調査致しました。

① 感染症予防備品について

今回の新型コロナウイルスのような感染症が発生した場合、感染症指定医療機関等の役割や保健所の対応、民間医療機関等の対応については、ある程度分かってきましたが、県の感染症予防のためのマスクやゴーグル、更にはアルコール消毒用薬品等の備蓄品等が十分に準備出来ていないこと、更には、国内での生産体制が全く不十分であった事がわかりました。

今後は、こうした有事の際には国内での生産体制が維持出来るように、国に対する働きかけを行っていかなければならぬことがはつきりしてきました。これまでにも国会等で国の安全保障に係わる分野については、自国で完結できる体制の必要性について何度も議論されてきました。例えば、食糧の自給率向上や水源地の外国資本による買い占め、更には防衛上大切なエリアの外国資本による取得等の問題です。そこに、今回発生した防疫関連備品も加えねばならないと思います。今後はこういった外国依存の各種備品の国内生産への移行が急務の様に思います。今回発生したこの事態を教訓として、今後の防疫体制についても研究して行きたいと思います。更に、こういった国内体制を構築した上で、感染症指定医療機関以外の公的また民間の医療機関向けへの支援体制を考えていかなければならぬと思います。

② 医薬品卸業者等の団体についての調査研究

今後は、県の備蓄品が不足しない体制を築くことが重要ですが、感染症予防の要である、マスクやアルコール消毒品等の備品が医療機関に優先的に直接メーカーから供給される仕組みの構築も急がれます。今後は、感染症等に対する備品供給に関する事前のメーカーとの協定は重要であり、今後はこうした事前協定をメーカー側と結ばねばならないと思います。これに対しては、国の法整備も含めて研究していくかなければならない事項だと感じました。

③ 感染症指定医療機関についての調査研究

更に、今回の新型コロナウイルスが、万が一大きく広がり、感染症指定医療機関における対応がオーバーフローした場合でも対応出来るように、民間医療機関や民間の宿泊先等の確保など様々な対策を講じねばなりません。これまで、日本ではこうした感染症予防に対する施策を十分に講じてきませんでした。諸外国を見てみると、過去の教訓を活かして対策を講じてきた国が、結果としてしっかりととした対処が出来ていることが明らかとなりました。例えば、台湾や、ドイツなどは世界でも大きな評価を受けています。日本でも、今回の事態を教訓とし、しっかりととした対策を練っておかねばならないと思います。

④ 人工呼吸器についての調査研究

更に感染が広まり重篤な患者が発生してしまった場合、人工呼吸器が不足する場合も考えられます。こうした医療機器に対しても、十分に対応出来る様な万全な対策を講じねばなりません。諸外国では、この人口呼吸器が不足し命のトリアージを行っている事例もあると聞きました。医療従事者の皆様にこの命の選別を課してしまうような事態はなんとしても避けねばなりません。そのためには、まずはこうした人工呼吸器等を必要とするような事態を防がねばなりません。今回の新型コロナウイルスに限らず、今後もこうした感染症が発生し、世界的なパンデミックが発生する可能性はゼロではありません。そのためには、何度も述べていますが、今回の事態を教訓としあらゆる事態に対処できるような想像力を持って、今後も調査研究を進めたいと思います。

12. 交通安全対策について

➤ 【信号機が設置されていない横断歩道について】

昨年10月23日、私の地元黒潮町の信号の無い横断歩道を横断中のご高齢者が、直進して来た軽乗用車にはねられ死亡するという事故がありました。この事故原因については、新聞報道によれば軽乗用車を運転中のドライバーが、横断中の歩行者の存在を全く意識していなかったという事であります。ドライバーが、信号の無い横断歩道を歩行者が渡っているかも知れないという意識が少しでもあれば、防げた事故だったのかも知れません。また、この事故のあった国道は、一般国道56号大方改良で平成31年3月24日に開通したものであり、それまでの旧国道と違い、歩道も車道も広くなり、ここを通行するドライバーに取りましては、非常に走りやすい国道になったと評価を得ているのも事実です。しかしながら、この信号の無い道幅13~15mの横断歩道を横断しようとする高齢者には、非常に危険な国道になってしまいました。

私を含め、地元黒潮町からも信号機の設置要望が行われている箇所がありますが、未だ設置が出来ていないのが現状です。考えてみれば、県内にはこうした信号の無い横断歩道は無数にあり、こうした横断歩道に対しての県警察の取り組みを調査してみる事にしました。そこであらためて、道路交通法を確認してみましたが、言うまでもなく、横断歩道は歩行者優先であり、運転者には横断歩道手前での減速義務や停止義務があります。これに違反した場合、3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金が科せられます。

全国の現状を含めて調査したのが、以下の結果です。

(ア) 信号の無い横断歩道での停止率についての調査研究

平成30年に日本自動車連盟（JAF）が信号機の無い横断歩道における車の一時停止状況全国調査を実施し、その結果が公表されています。この調査結果によると高知県は停止率4.2%で全国35位、令和元年の調査でも7.8%で全国41位と低迷しています。しかしながら、この平成30年のJAFの調査結果中、長野県が停止率58.6%と全国平均が8.6%の中でも、飛び抜けて良い結果をおさめています。この本県との差について

の解析について警察本部長に聞くと、長野県と高知県とでは特段違う取り組みは行っていないとの事ありました。議会中の答弁でも県民性の違いでは無かろうかという事であります。私は、長野県で出来ているのであれば、高知県でも今後の取り組みいかんによっては、横断歩道での事故を減らす事が可能であろうと思います。そこで、次は、横断歩道での交通事故防止についての現状の取り組みについて調査を実施してみました。

(イ) 信号の無い横断歩道での事故を防止する為の取り組みについての調査研究

先の道路交通法の通り、横断歩道に横断しようとする歩行者がいる場合は、車両は歩行者のために停止しなければなりません。しかしながら、事故のあった横断歩道に限らず、県内の多くの信号機の無い横断歩道で、歩行者がいるにも係わらず停止しないのが普通の状態になっているように感じます。また、皆が意識の薄い中で無理に停止しようとすると、後方からの追突も心配されます。

黒潮町の交通死亡事故のあった交差点では、事故後、ドライバーにより目立つように、元の横断歩道を紅白に着色するなどの対策も取られており、県内では事故の多い横断歩道では、より目立たせるために横断歩道を積極的に着色しています。

先の、J A F の調査結果でも明らかなように、今後は、ドライバーに横断歩道の前に横断の意思を持った歩行者がいれば、必ず、停止するという意識付けをする以外に横断歩道での歩行者が犠牲となる交通事故を防ぐ方法は無いと考えます。

そのためには、県民への周知を、これまで以上に徹底して頂くことと、悪質なドライバーに対しては、取り締まりを強化していく以外に方法はないと考えます。今後も地道にこの取り組みを続けながら、現在の状況を改善していってほしいと思います。

13. 子どもたちへの教育について

(ア) 家庭環境によって留学をあきらめさせない取り組みについての調査研究

現在、県主催で行っているニュージーランドへの短期留学プログラムには、約37万円の参加費がかかります。この参加費のうち、県から参加者のご各家庭に10万円の補助金が支給されています。教育費にお金のかかる年代ですので、このプログラムに参加した多くのご家庭が、本当に感謝している事だと思います。しかしながら、学校の成績が優秀であっても家庭の事情で断念してしまう子どもを作らない支援体制が必要だと感じています。子どもたちの中には、短期留学に参加したいと思っても、親への負担を考え、申請の前に諦めてしまっている子どもがいるのでは無いかと心配をしております。

今回の聞き取り調査によって、市町村によっては、出身地域の高校生に対し、独自の支援制度を設けているところもありました。今後は県として市町村にも働きかけ、こうした、独自の支援をして下さる市町村を増やして行くことも大切であり、家庭の事情で、折角出来た県主催の短期留学を断念してしまう子どもを作らない支援方法を、ぜひ、考えて頂きたいと思います。

この方法として、例えば現在篤志家の皆様から、寄付金を頂きそれを元に大学への入学支援の奨学金を作つて頂いておりますが、今後、そういった篤志家の方がいた場合、先に述べた環境の子どもたちにも、支援して頂ける仕組みが作れないかと考えています。

県では、郷土に誇りを持ち、志を持った人間を育てようとしています。そのためには、支援する県側もこれまで以上に、志を持った支援をする事が大切だと思います。これらにつきましては今後も調査を続け、皆が納得できる形を模索して行きたいと思います。

(イ) 未成年者におけるネット社会の弊害についての調査研究

日本では、スマートフォン等への依存傾向が社会問題になっていますが、お隣のＩＴ大国と言われる韓国では、ネット依存による子どもたちへの悪影響が社会問題化して随分経ちました。そうした中、私も、自分の子どもを見るにつけ、そうした子どもたちへのネット依存による悪影響を気にする親の一人として非常に心配をしているところです。さて、そうした中、昨年の全国学力テスト中学3年生の問題の中に、封筒の宛名を記入する問題が出題されておりました。簡単に言えば、問題中にある宛名を、封筒の表面に書き写すだけで正解となる問題です。私がこの当時にこの問題に接していたなら、ラッキー問題と思った事でしょう。しかしながら、高知県では、その問題の正答率がなんと51%（全国の正答率でも56.8%）という結果が出ていました。この数字を平たく言うなら、高知県の中学生2人に1人が、封筒の宛名を正確に書くことが出来ないという事になります。私は、この試験結果を見た時、封筒の宛名ぐらいがなぜ書けないのだろうと不思議に思いましたが、よく考えてみれば、今の子どもたちは、手紙を書く機会がないのだという事に気がつきました。

私は、この結果には、ネット依存による弊害がでているのではないかと感じています。最近では、年賀の挨拶もSNSを利用し、簡単な言葉やスタンプで終わってしまいます。私が小学生の頃は、親から年賀状をもらいお世話になっている先生方や同級生に年賀状を出したものです。また、この結果を郵便局長会の挨拶で披露したところ、ある郵便局長さんが体験を聞かせて下さいました。その局長のお話しでは、就職試験のための履歴書を送る宛名書きについて、チェックを求められた経験があると伺いました。

私は、せめて日本人としての最低限の文化やマナーを勉強するためにも、こうしたポイントにも力を入れた教育が必要ではないかと感じています。GIGAスクール構想が叫ばれ、ネット社会への対応が求められている日本ですが、今後、こうした最低限の日本文化の教育に、どう力を入れていかなければならないのか、今後も考え続けねばならないと思います。家庭教育も含めて、ネット社会とのバランスも考えながら今後も研究を続けたいと思います。

14. その他県政全般の課題に関する調査研究

この他にも、まだまだたくさんのご意見を頂戴し、多くの提言も頂いておりますが、今後もこうした日々の様々な活動を通して、皆様の声を県政課題の解決のために活かしてまいりたいと考えております。

上述の報告書内では、個別事案に対して細かく触れてまいりましたが、この他にも下記のような調査を実施しております。以下に箇条書きで記します。

- ① 今年度は、危機管理文化厚生委員会に所属しておりましたので、県内各地の危機管理に関する課題や文化、スポーツ施設、福祉分野や健康施策について調査研究致しました。
- ② 今年度は、高知県・高知市病院企業団議会に所属していますので、県内の県立病院等の運営状況や問題点等について調査研究を致しました。
- ③ 各種自衛隊関連の会合や防衛に関する講演会にも出席させて頂き、日本の国防のあり方等につきましても調査研究を致しました。
- ④ 黒潮町議会議員の皆様と意見交換を行い、県や黒潮町の課題、更には問題点等について調査研究を行いました。
- ⑤ 歯と口の健康づくり条例制定のために調査研究を行いました。
- ⑥ 高知ふくし機器展、ふくし総合フェアを視察し県内の介護現場の課題や各種福祉機器の現状について調査研究を行いました。
- ⑦ 海外移民等のスポーツを通した研修員の受け入れ、また海外におけるスポーツ振興の取り組み等についての調査研究を行いました。
- ⑧ 学生の国際理解や教員の国際教育（ニュージーランドにて）についての調査研究を行いました。
- ⑨ 海外からの留学生受け入れについての調査研究を行いました。
- ⑩ パークゴルフ場整備や公園施設等についての調査研究を行いました。
- ⑪ 保育所運営等の課題や問題点等についての調査研究を行いました。
- ⑫ 須崎市での中国・四国ブロック緊急消防援助隊合同訓練や高知工科大学で行われた総合防災訓練等に参加し、県内の大規模災害時の防災対応についての調査研究を行いました。
- ⑬ 農業分野における農業基盤シェアリングについての調査研究を行いました。
- ⑭ 若者と議員の座談会や県議会議員と高校生の意見交換会に出席し、若年者が考える意識や意見等を聴取し、政治参画についての調査研究を行いました。
- ⑮ 薬害についての調査研究を行いました。
- ⑯ 入野松原の松食い虫の現状やその対処方法、またその対策についての調査研究を行うと同時に対策を要請致しました。
- ⑰ 水産漁業振興に関して、改正漁業法に関する本県への影響やクロマグロの漁獲規制、シラスウナギの違法採捕についての調査研究を行いました。

最後になりますが、広報活動の一環として、県政レポートを今年度は令和2年1月(12月議会分)と令和2年3月(2月議会分)の年2回発行し、広く県民に議会の情報を公開してまいりました。特に、私の県政レポートでは、議会での質問やその答弁内容を中心に、出来るだけ詳しく掲載することをモットーに作成しております。

今後も出来るだけ「詳しく分かりやすく」をモットーに発行に務めてまいりたいと思います。

また、Facebookでの情報発信も行っておりますが、できるだけタイムリーに議員活動をお伝え出来るように、今後も努力を続けてまいりたいと思います。